

# 新しい村づくりをめざして

## 地域農政特別対策事業

### はじめに

「新しい村づくり」運動が各地で芽生えているなかで、地域農政特別対策事業が昭和五十二年からスタートしました。この事業は、それぞれの農業集落の段階から農家の意向を掘り起こし、要望を積み上げ、それを今後の地域農業振興あるいは地域農政展開の中心に位置づけていくこととする画期的な事業です。

県は、農業計画に基づいて農業振興を図っていくこととしておりますが、とりわけ、この事業のねらいが特に「地域複合農業の推進」と一致するので、積極的に取り組んでいます。

基本的には、市町村の集落段階からの話し合いにより、地域の志向、特色を生かして将来の見通し対策等「村の農業の見直し」、今後の農村問題を考えていくいわゆる「新しい農村社会生活の形成」の方向を明らかにして推進するものです。

### 事業のねらいと背景

この事業のねらいは、国民食糧の安定的供給に必要な優良農用地の確保、確保された農用地の有効利用の促進、その有効利用を担う農業者の育成確保という「人と土地とを結びつける」ものです。

しかも、この三点のねらいを農業者自らの創意と工夫を生かした農業集落ごとの話し合いの積み上げ方式によって達成しようとするところに、この事業の大きな特色があります。

このようなねらいと特色をもった事業が実施されるに至った背景及び取り組みねばならない県の実情を昭和五十年年度熊本県農業動向年報から要約してみると次のとおりです。

### (一) 農家の兼業化と農村の混住化社会の進展

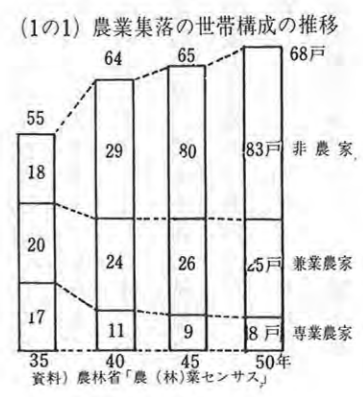
農村地域社会は、経済の高度成長の過程で大きく変化しています。まず、第一に農業集落における農家の

地位の低下が続き、農家より非農家の戸数が多くなったことです。

第二に、農家の中での専業農家の地位の低下です。

第三に、農家世帯員の就業構造の変化、特に農業就業者の減少と他産業就業者の増加です。

このことは、農村が都市化し、生活様式が大きく変わっただけでなく、集落が本来の機能を発揮できなくなっています。(図一)



(1)2 専業別農家戸数

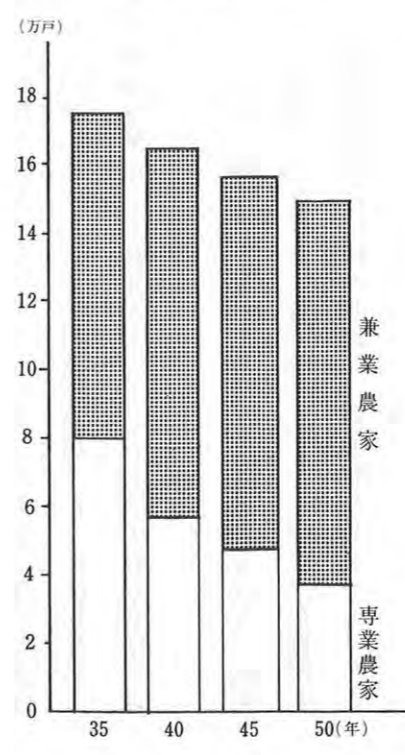
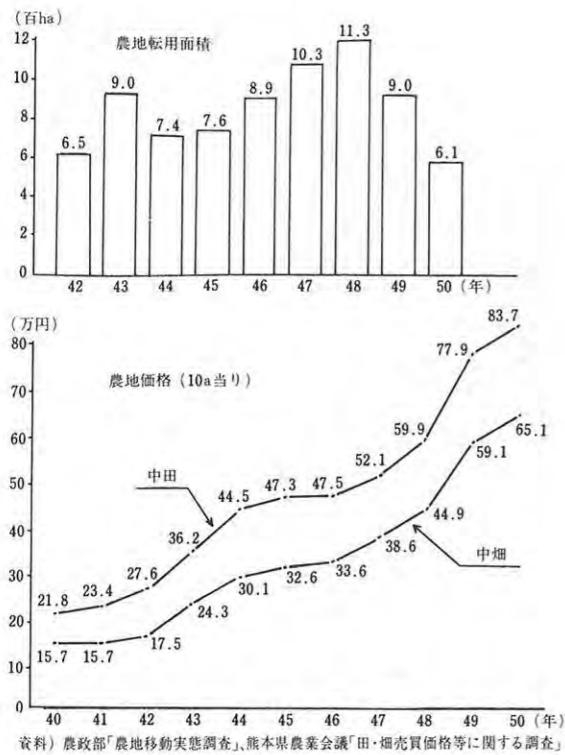


図2 農地転用面積及び農銀価格



(一) 地価の高騰と規模拡大の阻害  
農地の売買価格は、昭和四十七年以降上昇率が大きくなり、四十九年には、さらに上昇率が高くなりましたが五十年にはかなり落ちついた動きを示しました。耕作目的の農地売買価格が四十九年に大幅な上昇を示したのは、インフレーションの進行と農地の他用途への転用価格の大幅な上昇によるものと思われます。

(二) 規模拡大と経営の単一化  
農地価格の大幅な上昇が続いているため、自作地の有償移転面積は、昭和四十七年以降減少が続いています。このように農地価格の大幅な上昇、それも他用途への転用価格の上昇が強いいため、農業経営規模、ことに経営耕地規模の拡大の面で大きな問題となつていきます。(図二)

表1 経営組織別農家割合 (単位: %)

	40年	45	50
家数	100.0	100.0	100.0
農稲	56.5	55.2	50.2
園芸	11.7	12.1	11.5
施設	0.1	0.4	3.4
野果	2.5	3.6	4.8
酪産	5.9	10.6	15.1
養豚	11.1	6.3	4.1
養鶏	1.6	2.3	2.0
畜産	3.5	2.4	7.1
養蚕	1.4	1.2	0.7
養魚	2.3	2.3	3.1
養蜂	3.3	3.5	2.9

資料) 農林省「農(林)業センサス」  
注) 農産物販売収入1位部門によって分類したものである。

表2 経営耕地規模別農家戸数の推移 (単位: 千戸)

経営耕地規模	40年		45		50		増減(△)年率	
	戸数	構成割合	戸数	構成割合	戸数	構成割合	40~45	45~50
総農家戸数	156.7	100.0%	149.0	100.0%	135.5	100.0%	△1.0%	△1.9%
0.5ha未満	58.4	37.3	53.5	35.9	50.0	36.9	△1.7	△1.4
0.5~1.0	43.5	27.8	38.7	26.0	34.8	25.7	△2.3	△2.1
1.0~1.5	29.1	18.6	27.5	18.5	23.3	17.2	△1.1	△3.3
1.5~2.0	15.1	9.6	16.1	10.8	14.0	10.3	1.3	△2.8
2.0~2.5	6.5	4.1	7.7	5.2	7.2	5.3	3.4	△1.3
2.5~3.0	2.5	1.6	3.3	2.2	3.3	2.4	5.7	0.0
3.0ha以上	1.5	1.0	2.3	1.5	3.0	2.2	8.9	5.5

資料) 農林省「農(林)業センサス」  
注) 0.5ha未満には例外規定農家を含む。

果樹農家の割合は増加しています。また、経営形態をみると、単一経営の割合が、四十五年の八一・五%から五十年には八二・六%へと上昇しています。(表一・二)